

正 誤

埼玉県教育委員会規則第十七号（令和七年三月二十八日第六百三号）中訂正

ページ 行

一 前から三十一

誤

当該基本額

正

条例第三条第三項のその基本額

ページ 行

一 前から三十二及び三十三

誤

百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た

正

一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた

ページ 行

二 前から一

誤

合計額」に

正

合計額」に改め

ページ 行

二 前から二

誤
当該基本額

正
条例第三条第三項のその基本額

ページ 行
二 前から三及び四

誤
十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た

正
一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた

ページ 行
二 前から六

誤
十円

正
一円